

平成二十七年七月三日受領  
答弁第一一九〇号

内閣衆質一八九第二九〇号

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出求職者支援制度に基づく職業訓練受講手当の不支給に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出求職者支援制度に基づく職業訓練受講手当の不支給に関する質問に対する

答弁書

政府としては、職業訓練受講手当の支給決定は個々の事案ごとに判断する必要があるため、御指摘のような事案について一概に支給すべきとすることは困難であると考えている。